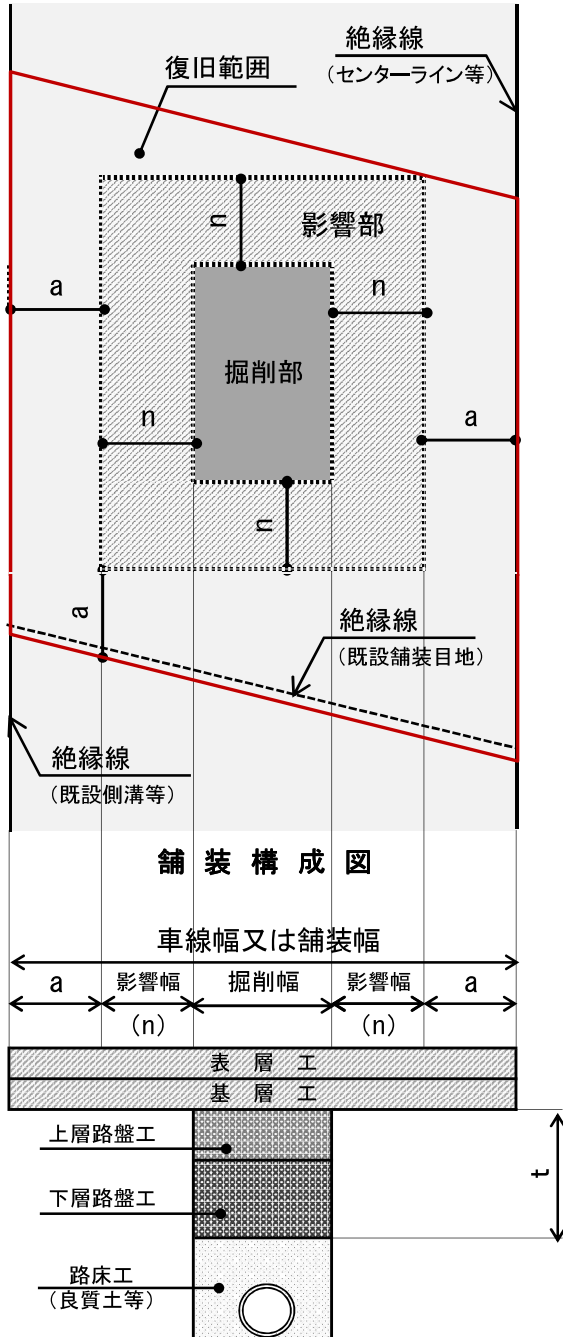


表面仕上げの復旧範囲の決定

(道路法施行規則第4条4の7を準拠)

復旧平面図 (車道部)



◆ 表層仕上げの範囲の決定方法については、原則として、次の各号によるものとする。

I 掘削部 に対する 影響部 を次の計算により求める。

$$n = k \cdot t$$

k : 1.4 (コンクリート系舗装)

1.0 (アスファルト系舗装)

t : 掘削部分の路盤の厚さ

II 復旧範囲 については、次にのとおりとする。

① aの幅が1.2m以上のときは、**a=0**とする。

② aの幅が1.2m未満のときは、絶縁線までとする。

※ 絶縁線とは、2車線以上の道路中心線（センターライン）、構造物（側溝等）、既設舗装の切断目地を示す。

③ 工事に起因して既設舗装に欠陥（亀裂、凹凸等）が生じたときは、その部分も復旧範囲とする。

④ 近接する既設舗装にクラックや凹凸等又はマンホール蓋等があり、車両通行による振動又は騒音等が懸念されるときは、道路管理者と協議し、復旧範囲を決定する。

⑤ 上記に記載のない事項については、道路管理者と協議して範囲を決定する。

上記の計算式より

※ アスファルト舗装は、**n = t**となる。

※ コンクリート舗装は、**n = t × 1.4**となる。

※掘削部の埋戻しは、道路区分に応じた舗装構成図及び仕様書により、適正に施工すること。

なお、表面仕上げの復旧範囲は、表層工及び基層工とする。

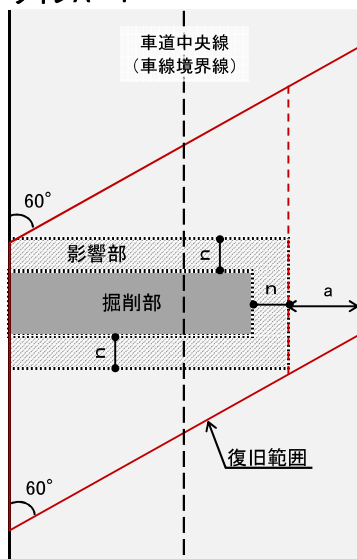
復旧範囲図①(車道横断工事における復旧パターン)

既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下、左右を変更することができる。(各タイプ共通)

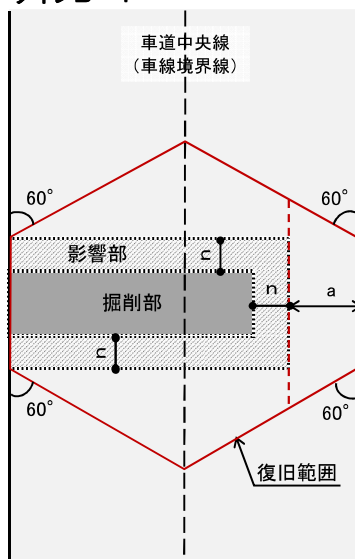
1) アスファルト舗装幅員5.5m以上(単独箇所・2車線以上)

影響部が2車線以上を跨ぐときは、絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、原則として次の3タイプから選択する。

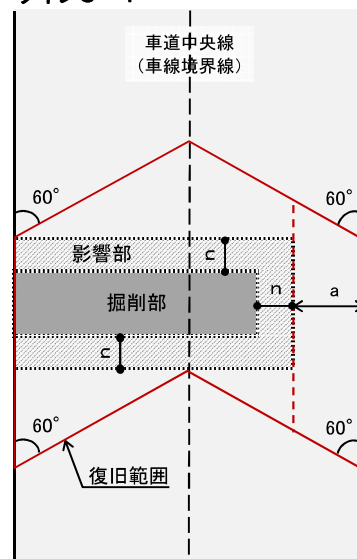
タイプA-1



タイプB-1



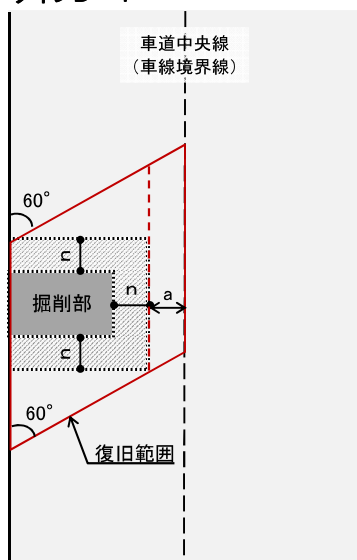
タイプC-1



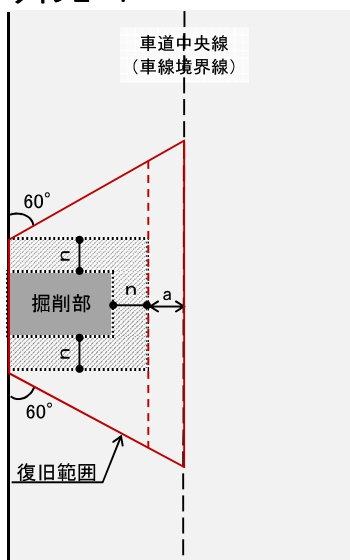
2) アスファルト舗装幅員5.5m以上(単独箇所・2車線)

影響部が1車線内のときは、原則として次のとおり復旧する。ただし、影響部が中央線を超えるときは、A-1～C-1タイプとする。

タイプD-1



タイプE-1



【注意】

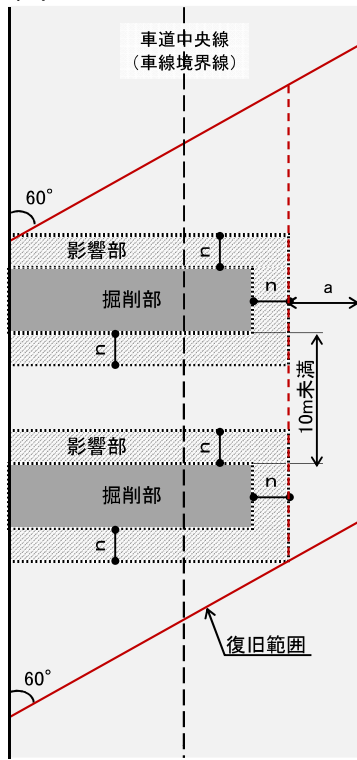
- ① $a=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ② $a=1.2\text{m}$ 以上の場合は、影響部(--- 点線)まで復旧すること。ただし、 a の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。
- ③ 道路中央線(センターライン)の表示のない、道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線の位置とみなす。

3) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2箇所以上が近接するとき・2車線)

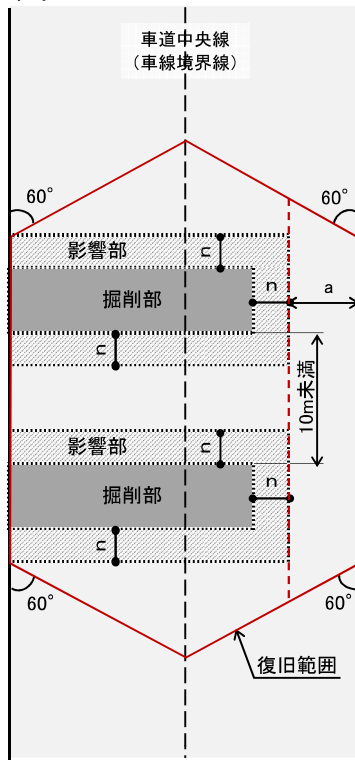
影響部が2車線以上を跨ぐときは、掘削部間の距離が10m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。

なお、原則として絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、次の3タイプから選択する。

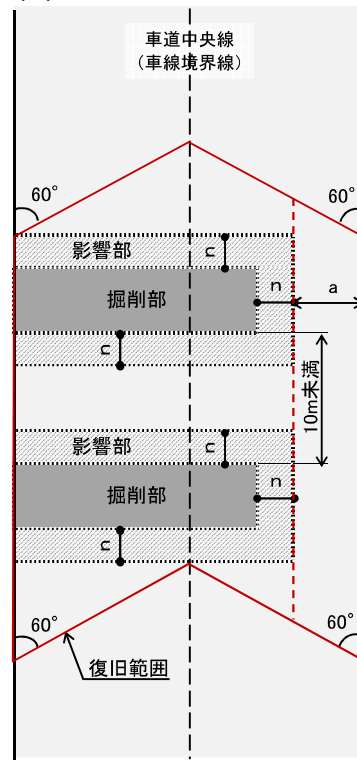
タイプA-2



タイプB-2



タイプC-2

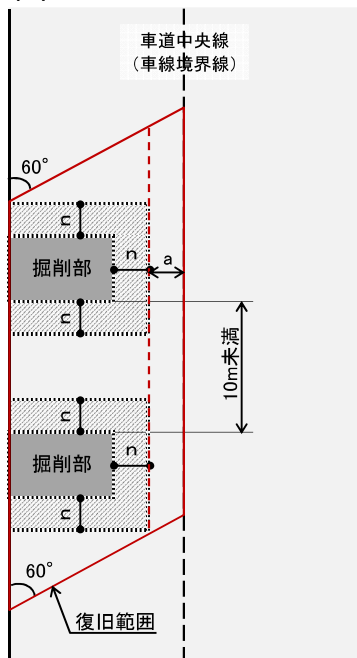


4) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2箇所以上が近接するとき・2車線)

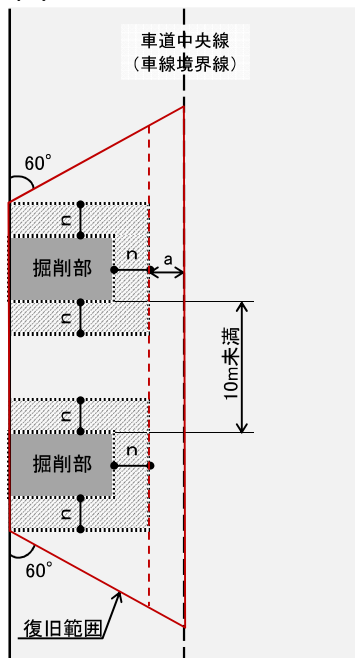
影響部が1車線内で、掘削部間の距離が10m未満のときは、その区間も含めて次のとおり復旧するものとする。

ただし、影響部が中央線を超えときは、A-2～C-2タイプとする。

タイプD-2



タイプE-2



【注意】

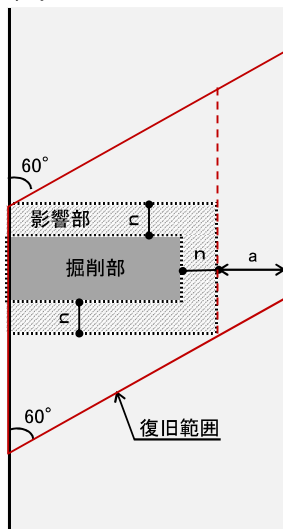
① $a=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。

② $a=1.2\text{m}$ 以上の場合は、影響部(--- 点線)まで復旧すること。ただし、 a の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動

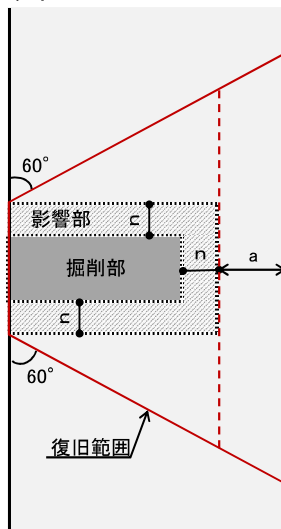
5) アスファルト舗装幅員5.5m未満(単独箇所)

原則として、次のとおり復旧するものとする。

タイプF-1



タイプG-1

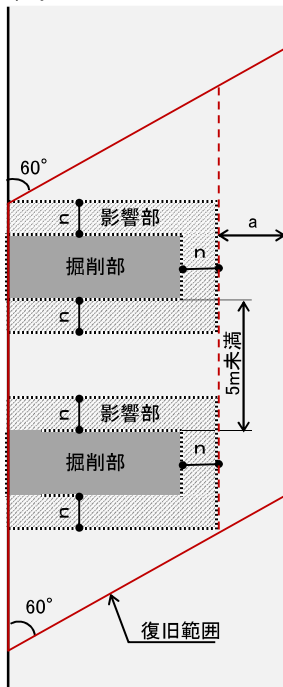


6) アスファルト舗装幅員5.5m未満

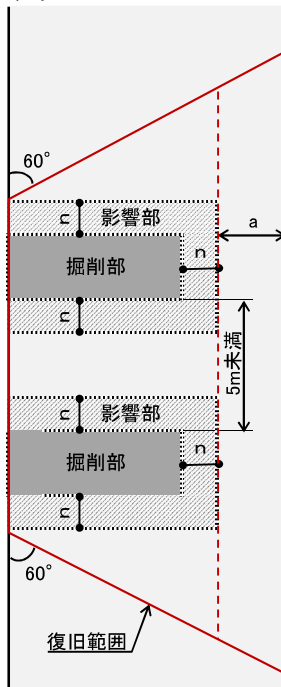
(2箇所以上が近接するとき)

掘削部間の距離が5m未満のときは、その区間も含めて次のとおり復旧するものとする。

タイプF-2



タイプG-2



【注意】

① $a=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線(側溝等)まで復旧すること。

② $a=1.2\text{m}$ 以上の場合は、影響部(--- 点線)まで復旧すること。ただし、 a の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。